

総務企画委員会記録  
<第5号>

平成29年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成29年3月22日（水曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録&lt;第5号&gt;

## 開会の日時

年月日 平成29年3月22日 水曜日  
開 会 午前10時0分  
散 会 午後3時20分

## 場 所

第4委員会室

## 議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 乙第4号議案 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 7 乙第7号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 8 乙第14号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 9 乙第23号議案 包括外部監査契約の締結について
- 10 陳情平成28年第37号、同第40号、同第48号、同第55号、同第67号、同第89号、同第97号、同第101号、同第105号、同第155号、同第158号、同第166号、同第171号、同第174号、陳情第3号、第10号、第12号、第20号、第32号、第33号
- 11 自衛隊について（那覇空港における自衛隊機の事故について）（追加議題）

- 12 不発弾等対策について（沖縄県不発弾等対策に関する条例（素案）について）
- 13 閉会中継続審査・調査について
- 14 広報、危機管理及び消防防災について（北朝鮮に対し毅然とした対処等を求める意見書及び中国に対し毅然とした対処等を求める意見書について）（追加議題）

---

出席委員

委員長	渡久地	修	君
副委員長	新垣	光栄	君
委員	花城	大輔	君
委員	又吉	清義	君
委員	中川	京貴	君
委員	仲田	弘毅	君
委員	宮城	一郎	君
委員	当山	勝利	君
委員	仲宗根	悟	君
委員	玉城	満	君
委員	比嘉	瑞己	君
委員	上原	章	君
委員	當間	盛夫	君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長 謝花喜一郎 君

参事兼基地対策課長	運天修君
防災危機管理課長	知念弘光君
環境部環境政策課副参事	普天間朝好君
環境部環境保全課長	仲宗根一哉君
子ども生活福祉部長	長嶺祥君
消費・暮らし安全課長	
文化観光スポーツ部長	仲里和之君
観光振興課班長	
企画部長	下地明和君
総合情報政策課長	上原孝夫君
地域・離島課長	屋比久義君
市町村課長	松永亨君
市町村課副参事	高江洲昌幸君
議会事務局政務調査課長	宮城弘君
議会事務局政務調査課課長補佐	仲宗根園子君

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案から乙第7号議案まで、乙第14号議案及び乙第23号議案の9件、陳情平成28年第37号外19件、本委員会所管事務調査事項（不発弾等対策について）及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、企画部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第7号議案沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

下地明和企画部長。

○下地明和企画部長 それでは、企画部所管の議案について御説明いたします。

議案は、冊子の平成29年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の23ページにございますが、説明はお配りしております平成29年第1回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

説明資料の1ページをお開きください。

乙第7号議案沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正に伴い、同法を根拠とする本条例を改正するものであります。

概要について御説明いたします。

番号利用法第19条が改正され、同条に第8号が加えられたことに伴い以降の号が繰り下げられることにより、同条第9号を引用する条例の第1条及び第4条中の第19条第9号を第19条第10号に改めるものです。

施行日は、番号利用法の改正施行日に合わせ、平成29年5月30日としております。

以上で、乙第7号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

比嘉瑞己委員。

○**比嘉瑞己委員** これまで取り扱う事務については法定事務のみだったものが、今回からは独自事務についても他の自治体との連携ができる内容だと理解しました。ところで、この独自事務というのはどういったことが市民・県民にとって当たるものなのか、具体例を示していただけですか。

○**上原孝夫総合情報政策課長** 現在、我々が条例で制定している事務について別表がございますが、その別表にある事務について他の自治体や国などと連携ができるということになっております。例えば、条例で制定している特別支援教育就学奨励費などでいいますと、他県から沖縄県に引っ越しをして、転校してきた生徒で保護者が必要経費を申請する場合、情報の連携がされた後についてはマイナンバーを提示することにより、所得証明書などの添付書類を省略することができることになっております。

○比嘉瑞己委員 中身はいいのですが、例えばほかにこういった独自事務があるのか、数などもわかればお願いします。

○上原孝夫総合情報政策課長 例えば、奨学給付金や高等学校の学び直し支援金、外国人に対する生活保護や療育手帳などでございます。

○比嘉瑞己委員 対象者も限られていて、利用する回数も頻繁にあるような事務ではないと思います。そういったものに対して、大事な個人情報や任命権者も違う、また自治体間も違うところで行き来することに対して、少しといただきますか、重大な懸念が残ると思います。きのう、乙第1号議案で議論したので繰り返しませんが、個人情報を取り扱う意味において、ぜひ企画部長にお答えしていただきたいのですが、やはり県職員の意識をしっかりとってもらわないと重大な結果につながりかねませんので、研修等を含めてマイナンバー制度に対する認識を改めて持っていただく必要があると思いますが、いかがですか。

○下地明和企画部長 そのような重大な個人情報を取り扱うことになりますので、県職員を含め、市町村職員、それを取り扱う立場にある職員はコンプライアンスの意識を高めながら取り扱っていくことが非常に重要だと思っております。何カ月か前にも大阪でそういう事件も起こったりしておりますので、研修を含め、対応してまいりたいと考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情平成28年第67号外3件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

下地明和企画部長。

○下地明和企画部長 それでは、企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により、処理方針等を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、陳情の一覧表がございます。

企画部関係は、継続陳情が2件、新規陳情が2件となっております。

前回の処理方針に変更のない陳情につきましては説明を省略し、変更のある陳情について御説明いたします。

3ページをお開きください。

陳情平成28年第89号美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、処理方針に変更がございます。

変更した箇所につきましては下線で示しております。

3の2段落目の4行目、3段落目の3行目と4行目及び4段落目において修正を行っております。

2段落目以降について、変更がない部分もあわせて読み上げ、御説明いたします。

「本事業は、津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設及び公用施設の移転などが対象事業となっており、事業年度は平成28年度までとされておりました。県としましては、今後も台風や津波対策など、防災・減災対策の推進を図る必要があることから、全国知事会を通して、国に緊急防災・減災事業債の恒久化等を要請したところです。緊急防災・減災事業債については、国の平成29年度地方債計画において、平成32年度まで延長することとされ、引き続き財政措置が講じられることとなっております。」に修正しております。

次に4ページをお開きください。

新規の陳情であります。陳情第3号平成28年度久米島町の振興施策に関する陳情につきまして、処理方針を読み上げて御説明いたします。

1、久米島町は、災害時における住民等の安全の確保及び通常時における住民の生涯学習の振興を図るため、沖縄振興特別推進交付金を活用して、複合型防災・地域交流拠点施設を整備することとしております。県としては、久米島町が実施する本事業が円滑に進むよう支援してまいります。

次に5ページをお開きください。

新規の陳情であります。陳情第10号与論・沖縄間の航空運賃の軽減措置に関

する陳情につきまして、処理方針を読み上げて御説明いたします。

1及び2について、県では、沖縄と奄美群島の交流促進、世界自然遺産登録に向けた両地域間の移動しやすい環境づくりを目的とする沖縄・奄美連携交流促進事業を平成28年7月1日から実施しています。本事業では、沖縄県と鹿児島県が連携して、両県の折半により航空運賃を支援し低減しており、平成29年度は4月1日から通年で実施する予定です。また、運賃の負担額については、鹿児島県が実施していた航空運賃の低減事業等を参考に、鹿児島県及び航空事業者と調整の上決定していることから、運賃割引率の拡大は考えておりません。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針等の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 陳情第3号の新規について、久米島町の防災施設等生涯学習機能とありますが、この生涯学習機能の説明をお願いします。

○高江洲昌幸市町村課副参事 当該施設につきましては、防災避難機能と地域住民の交流拠点機能をあわせ持つ複合施設として整備するものでございます。地域住民の交流拠点施設としましては、児童生徒を対象にした自主学习ルームや地域住民のサークル活動、それから生涯学習、親子の触れ合いや親同士の交流の場として活用するというものでございます。

○比嘉瑞己委員 以前、教育委員会に図書館行政を聞いたときに、久米島にまだ図書館がないという課題がありました。この生涯学習施設にも図書館機能が求められているのかと思いますが、そこら辺の計画はありませんか。

○高江洲昌幸市町村課副参事 児童生徒の学習ルームとして整備しますが、図書館機能もあわせ持った施設という形になっております。

○比嘉瑞己委員 ぜひ、島の人たちも大変待望していますので、しっかり進めていただきたいと思います。供用開始までのスケジュールを教えてください。

○高江洲昌幸市町村課副参事 平成29年度に基本設計、実施設計を行いまして、平成30年度に工事着工、そして平成31年に供用開始ということで、順調にいけばそのようなスケジュールでいこうかと思っています。

○比嘉瑞己委員 なかなか今、財政的に厳しくて、図書館を単独でやることもなかなか厳しい面がある中で、沖縄振興一括交付金——一括交付金を活用した好事例だと思っています。処理方針にも「支援してまいります」とありますので、最後に企画部長から一言お願いします。

○下地明和企画部長 現在、国と4月1日の交付決定に向けて手続を進めているところです。委員からもありましたように、複合型施設ということで、地域住民の活用がより高まるということで一聞くところによりますと、図書資料室などに移動式の書棚などを設置して、災害時には書棚を移動して使えるようにといった高機能のものということを伺っておりますので、ぜひとも計画どおりに完成するよう支援してまいりたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上原章委員。

○上原章委員 同じく、新規の陳情第3号について。久米島の施設について久米島町は県に対してどのような支援を求めているのか、具体的にありますか。

○高江洲昌幸市町村課副参事 久米島町に確認したところ、県に整備をしてほしいということではなく、町で一括交付金を活用して整備したいということで、今、国で審査をしています。交付決定が円滑に進むように、県には助言等いただきながら支援してほしいということでもあります。

○上原章委員 一括交付金の各市町村の配分の中で事業を進めるということで、要するに、県が持っている一括交付金を充てがうということではないということですか。

○**下地明和企画部長** 市町村が持っている一括交付金、それから全市町村がプールで40億円の特別枠をつくっておりますが、聞くところでは、その特別枠等を活用した整備だと。特別枠で足りない場合は、若干自前の特別交付金も出すかもしれませんが、そういうことでいろいろな調整の支援をお願いされているところです。

○**上原章委員** 私も現場を見てきました。防災もそうですが、図書館の必要性について長年町民の思いを聞いておりますので、今回の実現を目指して県も一緒にしっかりやっていただきたいと思えます。

次に、同じく新規の陳情第10号、奄美との一与論・沖縄間の軽減措置について、現在、折半で割り引きはされているということですが、それ以上にもっと率の拡大を考えてほしいということですが、県はそれは処理方針では難しいとなっております。去年の7月から沖縄・奄美連携交流促進事業もやっているということですが、交流促進事業の平成28年度、新年度の予算は幾らぐらいですか。数字がわかれば教えていただけますか。

○**屋比久義地域・離島課長** 平成28年度は、負担金として7970万円を予算化しております。平成29年度一來年度につきましては、負担金8290万円を計上しております。

○**上原章委員** この予算でどれぐらいの交流人口といいますか、具体的な数字などはありますか。

○**屋比久義地域・離島課長** この負担金で割り引きされている運賃を活用されて行き来している方々につきましては、航空路では割引運賃の利用者数は全体で1万3795人となっております。具体的に言いますと、那覇一奄美の利用者数が4114人、那覇一与論間の利用者数が9681人となっております。

○**上原章委員** 要するに、これだけの方が割引制度を使って行き来しているということでもいいですか。

○**屋比久義地域・離島課長** 航空路についてはそのとおりでございます。

○**上原章委員** 40%引き、25%引きと、早目に予約をすればそのように軽減される仕組みだと思えますが、今後、これが通年になるということを考えますと、

沖縄のメリットも大きいと思います。軽減策がもう少し拡充してもいいのではないかと思います、いかがですか。

○**下地明和企画部長** 処理方針でも御説明したとおり、これは鹿児島県との協調事業でございまして、鹿児島県に問い合わせたところ、鹿児島県はこれ以上拡充する意思はないという中で沖縄だけで拡充するというわけにはいかないという事情もありまして、共同で実施する事業として運営するので、今のところそういう調整だということをごさいます。

○**上原章委員** 鹿児島県ではこれ以上拡充しないということは、沖縄から奄美へ行く人が少ないという背景もあるのでしょうか。

○**下地明和企画部長** そういう具体的な、彼らがなぜ拡充しないのか、あるいは拡大しないのかという部分については聞いておりませんが、そういう要望があるということを知り、これは鹿児島県議会にも陳情は行っております。そこに行っているけれども、それを拡大する予定はないということを知っておりますので、我々としても処理方針はそのようにさせていただいております。

○**上原章委員** 今回の与論町議会からの陳情は、当然、鹿児島県にもされているかと思いますが、沖縄には奄美の方々も結構多く、同じ文化や歴史があるわけですので、処理方針で「考えておりません」と言い切る形ではなく、今後、鹿児島県が重要だという認識を示したときには沖縄県としても交流というのは非常に大事かと思いますが、その辺について今後の検討を見据えることは大事ではないかと思いますが、いかがですか。

○**下地明和企画部長** 鹿児島県がどう考えているのかということも含めて、継続して考え方を伺いながら進めさせていただきたいと思います。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

○**中川京貴委員** 陳情第3号について、先ほども質疑が出ていました、大田治雄久米島町長からの陳情書の中で答弁していただきましたが、学習機能施設として活用できる防災拠点「複合型防災・生涯学習機能施設」の整備を進めていくことに対して、新年度から設計に入ると聞いておりますが、これは地元の要

望に沿った形での設計に入っているのか、この件については県議会の皆さん方も現場視察に行ったり、久米島へ行っていろいろ意見を聞いてきたと思います。大田久米島町長からの要望に沿った設計・予算になっているのか、お聞きしたいと思います。

○**下地明和企画部長** 当然、地元の事業でございますので、地元の考えている構想等をもとに基本設計をし、実施設計をするということになりますので、県がとやかく口を挟むことはない。ただ、事業費等含めて、あるいはその事業が一括交付金になじむものであるという説明、それから国への説明の支援なども含めて、県はそういうことでコミットするということでございます。

○**中川京貴委員** これは地元の一括交付金、特別枠の一括交付金のどちらを使うのでしょうか。

○**高江洲昌幸市町村課副参事** この事業は基本枠ではなく、特別枠の40億円の範囲でやろうということで、市町村間の市町村協議会の中の特別枠の選定委員会の中で採択ということにはなっています。

○**中川京貴委員** これは防災施設も兼ねているということで、設計はこれから入ると思いますが、ソーラーシステム、風力などを入れた、いざ電気がとまっても、防災施設としての機能が果たせるような設計になる予定ですか。

○**高江洲昌幸市町村課副参事** 今、設計の段階では、地上3階建てで、1階には避難所と備蓄倉庫、非常用発電設備も設置しております。ですので、ソーラー的なものは今のところ想定していないという形です。

○**中川京貴委員** 何が言いたいのかといいますと、要するに、地元からいろいろな要望・意見が上がってきたときに、これは一括交付金にそぐわないとか、入り口で全部切ってしまいますと、地元の希望に沿ったものができない可能性も出てきますので、そうではなく、国とも調整をしながら発電機ということでもなく、今からはいろいろなソーラー、風力の時代だと思いますので、蓄電も含めて一ダブルでやったほうがいいということです。我々が県議会で与那国島へ調査に行ったり、離島に行ったときにいつも出ることが、予定以外の事故が発生したということで電気がつながらない、電話がつながらないという現場も見てきましたので、これからつくる新しい事業については、2段構え、3段構

えもするぐらいの気持ちで防災に突き詰めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○**下地明和企画部長** これで一括交付金に当てはまらないということはないかと思えます。今はまだ詳細も聞いていない段階で、これから基本設計、実施設計と移っていきますので、その段階でどのような内容か見ながら、そういう提案もあるのだけどという一もしなければですが、そういう話もしながら進めさせていただきたいと思えます。

○**中川京貴委員** あえて言いますが、設計したから後戻りできないなどではなく、今の段階で地元から一極端に言いますと、蓄電、ソーラーシステム、風力も含めて、蓄電機があれば発電できなかったとしても蓄電機で対応できると。そして、電話がとまってしまうと離島が孤立してしまいますので、衛星電話も設置されているのか、それが防災施設だと思っていますので、衛星電話も設置された施設なのか、そういったことも含めていろいろ協議を行っていいものをつくっていただきたいと思います、いかがですか。

○**松永享市町村課長** 久米島町の防災施設の想定としましては、台風だけではなく、地震や津波など、あらゆる災害を想定した上で設計に入っていくと聞いておりますので、この辺は委員おっしゃるようにソーラーシステムや蓄電など、その辺も含めた形で計画はされていくと思えます。その中で県も助言ができるところは助言をしながら一緒になって進めていきたいと考えております。

○**中川京貴委員** よろしくお願ひします。

次に、説明資料1ページ、陳情平成28年第67号について、これは沖縄県自治会連合会新田宗信会長から出されていて、少し私もかかわっているの確認しますが、自治会連合会は担当窓口の設置及び活動支援をお願いしますということで、処理方針を見ますと、県としての支援のあり方を検討してまいりたいという処理方針が出ていますが、担当窓口は設置されているのでしょうか。

○**松永享市町村課長** 陳情の中におきましては、窓口を県庁に設置ということで要望されておりますが、現時点、窓口は設置しておりません。自治会活動といいますのは、やはり地域住民による自主的な、あるいは自発的な活動であると県としては考えておきまして、運営は連合会の中の構成員の自主的な取り組みによってなされるべきものではないかと考えておりますので、窓口に関して

は連合会の中につくった上で、身近な中で活動をしていくことが望ましいのではないかと考えております。

○中川京貴委員 今の答弁を聞きますと、まさに後ろ向きな答弁で、だからこそ県に陳情が上がっていると思っています。理由は、連合会、老人会、婦人会、青少年センターなどいろいろな団体がありまして、それに県も、県警も、地域もいろいろな関係しながら地域づくりがされていると思っています。その県が先頭に立って沖縄県自治会連合会会長から一地域の声は当然だと思いますが、窓口設置をして、それからスタートしないと、いつまでたってもこれは前に進まないと思っています。だからこそ、そういう要請が出ていますが、なぜ窓口設置ができないのでしょうか。

○松永享市町村課長 繰り返しになりますが、窓口は自治会連合会の中にあつたほうがより活動していけるのではないかと考えておりまして、県としては窓口という形では置いてはいませんが、いろいろな形でかかわっていきたいと思っております。その辺は基礎的自治体であります市町村が身近な活動で委託業務をやっていたり、あるいは補助をしていたりということがありますので、市町村の活動とも連携しながら県としていろいろと支援をしていきたいと考えております。

○中川京貴委員 これまでと同じではらちが明かないので総務企画委員会に陳情書が上がってきているのです。今、答弁にありますように、いろいろな形でかかわっていきたいというのであれば、どういった形でかかわっていくのか、具体的に説明してください。

○松永享市町村課長 今、どういにかかわりができるのか、いろいろ考えながら自治会連合会ともやりとりをしているところではありますが、例えば昨年12月21日に連合会の研修大会というものを開催しております。そこで県としては講演を行ったり、県から各市町村の自治会に講演会の周知をしまして、参加を促すということを行ったり、あるいは会の中に県知事からの祝電を送ったり、会の中に我々も参加させていただき、現場の声を聞きながらいろいろ検討を考えているところでございます。

○中川京貴委員 これからも県の支援のあり方については検討ではなく、今、支援をしているので、支援をしていくという体制でいいですか。

○**下地明和企画部長** 少し整理をしたいのですが、青年会や婦人会のものは事務局機能を県に置いているというわけではなく、いろいろな支援はしていると。ですから、今ある自治会からの希望的なものはある意味、事務局的な機能も含めての支援、あるいは予算補助ということですので、それについては違います、いろいろな意味で支援をしますと。しかし、事務局機能はしっかりと持ってやってくださいと。それからもう一点は、今、市町村の加入率が5市町村しかなく、12%超ぐらいしかない状況で、各市町村も含めて一緒になる体制ができないと、ほかの意味での支援もなかなかしづらいですよねというところで、今はこういう処理方針を出させていただいているところでございます。

○**中川京貴委員** 今、企画部長から答弁をいただきましたが、処理方針の中で、一部の市町村の自治会長会等が加入しているとありまして、それが5市町村ですか。実際、自治会長会というのは各市町村にあると思いますが、加入ではなく、自治会はどれだけありますか。恐らく市町村課でわかると思いますので、答えてください。

○**松永享市町村課長** 県内の自治会ですが、今、41市町村で約1000—1000を若干越えますが、約1000の自治会があるという状況でございます。

○**中川京貴委員** その41市町村の中に1000の自治会があって、そこに市町村また県民が暮らしているわけですよ。それを今、一部の自治会ではあるかもしれませんが、県の後方支援を得ることにより、市町村、自治会の強化につなげていきたいという趣旨なのです。それに対して県はどうやるのですかということ、検討してまいりたいと、企画部長から答弁をいただいたとおりですが、一部の組合ですということではなく、県も絡めてこれから強化していくという姿勢をつくっていただきたいというのが陳情者なのです。それに対して、県は市町村はもちろんのこと、自治会とも連携をとりながら地域の声、生活・安全を守るためにも絡めていただきたいというのが陳情者の思いですので、企画部長の答弁をお願いします。

○**下地明和企画部長** 先ほどから説明しているとおおり、もう少し基礎自治体であります市町村から自治会機能を強化して、さらに連携的に機能アップするために連合会をつくってという形で加入が高まってくれば一緒になってできますが、県が一挙に束ねると。しかも、今おっしゃるように1000もある自治会を束

ねられるかといいますと、基本的には市町村と自治会がまずスクラムを組んで連合会をつくり上げていこうという姿勢がないとなかなかスタートできないのではないかと思います。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○**又吉清義委員** 今の中川委員の質疑と同じく、自治会の件についてですが、確かに、今、加入自治体が5自治体ということでやっています、逆のことをお聞きしますが、こういう状態の中、調査事項などの業務で県から自治体に依頼している仕事はないですか。

○**松永享市町村課長** 全体の把握ができていないところもあるかもしれませんが、県から直接自治体への依頼ということではなく、県が市町村に行う調査ものなどに関して、市町村から何らかの委託であったり、補助を出したりということでもやってもらっている業務はあるかと思っております。

○**又吉清義委員** 本来であれば、県がみずから出向いて職員を派遣して行う調査事項を各市町村にお願いして、これは自治会の班長がやるわけです。これが現状です。これが1年間を通してどのくらいあるのか御存じですか。連合会はずか5つしかないと言いますが、県から市町村にこのようにお願いをしてやっていることが1年間にどのくらいあるのか御存じですか。

○**松永享市町村課長** 件数に関しては現在、把握しておりません。

○**又吉清義委員** これは数えたら結構あります。先ほど中川委員がおっしゃっていましたが、前向きに検討していただだけませんか。なぜかといいますと、例えばこれから福祉の時代に向かおうとしていると。その実態調査を誰がするのかといいますと、班長であり自治会長ですと。そして、青少年健全も誰が行うのかといいますと、地域の方々ですと。それをもとに市町村に吸い上げられ、これが県に行きますと。これから県が目指している観光立県なり、例えば民泊を考える場合でも空き家調査など、上から来て皆さんがやることもいいでしょう。しかし、地域におろすともっと早いですと。地域でみんなでそれを確認することにより、いい社会がつくれますと。ですから、自治会を支援していただきたいということは本音だと思います。ですから、何ができるのかと

いいですか、できるところを頑張っていたきたいということだと思っています。ちなみにもう一つ、1000ある自治会の中で41市町村、自治会というのは何世帯からつくれるか御存じですか。

○松永享市町村課長 わかりません。

○又吉清義委員 日本全国的には大体500世帯からです。小回りがきくということ。しかし今、社会情勢が非常に厳しくなって、班長のなり手もない、隣近所もわからない中、これは本当のことですが、自治会に加入する地域は泥棒も余り入りません。はっきり言います。こそ泥も余り入りません。みんなで監視していて、隣近所もよく知っているのです。実際に警察へ行って調べてみたらいいと思いますが、そのように社会の安全上もすごくすばらしいですよ。そして、防犯に関しても住民みずから防犯灯の電気料を半分出しているのです。ですから、県でもできるところはもう一度精査して考えていただきたいというのがこの陳情だと思います。なるべくたくさん出してくださいとは言いません。今、各市町村は地域にみずからの税金で補助も出しているのです。県を通して何かできないかということです。先ほど任意団体とおっしゃっていましたが、任意団体であっても公共に服する皆さん一前回は、公人であれば県職員で自治体に入っている世帯は何世帯いますかと聞きました。これも調査したほうがいいと思います。みんなでいい地域をつくりましょうというのが大きな目的です。やはりその趣旨はぜひ頑張っていたきたいと思います。例えば次回までに県職員を全員調べてみて、自治体世帯に入っているのかどうか、これも調査していただけないか。ともにいい地域をつくりましょう。まずこれをお願いしたいのですが、いかがですか。

○松永享市町村課長 自治会に関しては、地域住民と行政のかけ橋ということで、自治会の自主的な活動、活性化は重要であるということは我々も十分認識しておりますので、引き続き身近な自治体であります市町村と連携し、市町村の取り組みを把握しながら、また陳情を出されております連合会ともいろいろ意見交換をしながら、どういう取り組みができるのかということを引き続き検討していきたいと思っております。

○又吉清義委員 例えば、子供が安心して夜も歩けるようにする防犯灯の電気料というのは地域の住民がみずから半分支払っています。自治会に入っていない方は払っていないのです。もちろん一律の補助は出ますが、そのように貢献

しているのに、例えば県職員の皆さんも各地域で実際に入っているのか、入っていないのか、実態調査をしていただきたいと思います。それはみんなでいい地域をつくりましょうということです。実態調査は正直やられていないと思いますが、やっていなければやる意思はないですか。

**○下地明和企画部長** 県職員それぞれのプライバシーの問題でもありますが、調査というわけにはいきませんが、そういう地域活動は率先してやるようにという話是可以できるかと思えます。

**○又吉清義委員** 県も補助しながら、市町村も補助しながら、デイサービスなどもあります。これも維持管理費、役所からの補助金も少しは出てきます。そして、大方の維持管理費は地域住民みずからの自治会費なのです。ですから、皆さんが観光立県、健康な都市をつくる意味で、そこに来の方々を正直に言って拒みません。あなたは自治会をやるなどか、自治会はそんなことは言いません。温かく迎え入れている地域もあります。そういう中で皆さん方もそういうことを考えて、維持管理費に対して支援すべきだと思います。こういうことを一つ一つ改善していきましょうというのがこの陳情の趣旨だと思いますので、再度、任意団体がどうのこうのではなく、沖縄県にもっと住みやすい、安全な地域をつくるという理念のもとにぜひ頑張ってくださいませんかということをお願いいたします。

**○下地明和企画部長** 基礎自治体であります市町村がどういう考え方をかって自治会と接して、どういう機能を果たしてもらおうと考えているのかということと一緒に考える必要があるかと思っております。ですから、こういう連合会というものがあるのに5市町村しか入っていないということに対して、市町村がどのように考えているのかわからないところがありますので、少し市町村ともそういったあり方も含めて意見交換をさせていただければと思います。

**○又吉清義委員** 連合会とも、ぜひ地域で膝詰めでやっていただけませんか。なぜあえてそういうことを言うのかといいますと一本当のことを言います。私も自治会長をしていましたが、過去にはそういう動きがありました。県内につくりましょうということで一緒に動きました。今見て驚きましたが、いつの間にか途切れていると。沖縄中をひっくるめて団体はもっとありました。これは今から約25年、30年以上も前です。こういう動きがはっきり言ってありましたが、これが途切れております。しっかり頑張ってください。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ及び議題の追加について協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項自衛隊についてに係る那覇空港における自衛隊機の事故については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本委員会所管事務調査事項自衛隊についてに係る那覇空港における自衛隊機の事故についてを議題といたします。

本件について、知事公室長の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 1月30日に那覇空港において発生した航空自衛隊F15戦闘機の前輪タイヤが滑走路で外れ、滑走路が閉鎖された事案につきまして、3月16日に航空自衛隊から原因の説明がありましたので、配付した資料により委員の皆様にご説明いたします。

1、発生状況について、初期の点検において、前脚の車軸部一資料右下に赤色で示されている部分が破断していることを確認したとのことであります。

2、調査結果の概要について、調査の結果、破断した車軸部については何らかの原因により、水素ぜい化が発生し、初期の亀裂が生じたと推定される。その後、機体運用の疲労により亀裂が進展し、最終的に、事案当日の離陸前のエ

ンジン点検に伴う前脚への負荷により、破断するに至ったと推定されるとのことであります。また、破断した車軸部の設計ふぐあい、材料不良及び製造ふぐあいは確認されず、水素ぜい化が発生した原因は特定できなかったとのことであります。なお、水素ぜい化とは、腐食、溶接などにより、鋼材に水素が吸収され、鋼材がもろくなる現象であるが、そのメカニズムは現在明確になっていないとのことであります。

3、再発防止策について、今後、F15の車軸部については電流を流して目に見えない細かい傷を発見することができる検査を定期的実施すること、また製造企業等との調整により、水素の吸収を制限させるための製造工程のさらなる信頼性向上などの対策を検討するとのことであります。

県としましては、那覇空港は本県のリーディング産業である観光を牽引する沖縄の玄関口であることから、このような事故が二度と起きないよう二重、三重の対策を講じて、万全の上にも万全を期していただくよう申し入れております。

以上で、説明を終わります。

○渡久地修委員長 知事公室長の説明は終わりました。

休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員長から、今回議題とした経緯についての説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより、那覇空港における自衛隊機の事故についてに対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 航空自衛隊が使っているF15戦闘機の部品の損傷ですが、これは同様なことが米軍機でも起こるといえることは考えられますか。

○謝花喜一郎知事公室長 F15戦闘機、200機ほど全て点検したそうですが、確認されたのが1機だけだったという報告も受けております。米軍機に対して

も起こるのかということについては、断定的なことは申し上げられませんが、水素ぜい化がどういった要因で起こるのかということ自体がまだ詳しく判明されておきませんので、可能性としてはないことはないと思いますが、これ以上のことは今の時点では申し上げられません。

○当山勝利委員　こういう事故が200機のうち1機であったということは、別の200機のうち1機である可能性もあるということで、そうしますと米軍機でも同じようなことが起こっている可能性もあるということですよね。そういうことの照会をしたほうがいいと思いますが……。

○謝花喜一郎知事公室長　F15以外の自衛隊のほかの機種についてはどうかという議論も行いましたが、F15とほかの機種では素材や構造も異なるという説明もありましたので、素材や構造が似ているものはあり得るかもしれませんが、例えば検査として過流探傷検査—電流を通して行う検査を今後実施するということですので、米軍機においても同様のことが起これば、そういった検査の徹底を求めることになろうかと思っております。

○当山勝利委員　転ばぬ先のつえということもありますので、こういうことが起きたということは、F15戦闘機に限っても嘉手納には相当数の配備がされていますので、そういうことはきちんとあちら側にも伝えておいたほうがよろしいかと思いますが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長　当然、沖縄防衛局にもそういった情報は入っておりますので、この件については沖縄防衛局と意見交換をしてみたいと思っております。

○渡久地修委員長　ほかに質疑はありませんか。  
宮城一郎委員。

○宮城一郎委員　3の再発防止策で、今後、F15の車軸部については、定期的な検査を実施することとするとありますが、これまでは車軸部分の定期的な検査がなかったという解釈でよろしいですか。

○謝花喜一郎知事公室長　定期的な検査を実施するということについては、先ほど少し申し上げました過流探傷検査といたしまして、電気を通して水素ぜい化

が発生していないかを確認するための検査を定期的に今後追加して行うということでございます。そのほかの検査は当然なされているものと考えております。

○宮城一郎委員 例えば、車に乗るときに一私は横着してやっておりませんが、本当でしたら自動車教習所などで車に乗る前は必ずこういうことをチェックなさいますよね。そういうものがそもそもあるけれども、それでは今回は見つけることができなかつたので、加えて電流検査みたいなものをしていくという報告でしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 おっしゃるとおりです。過流探傷検査というのは、電流を通して目に見えない細かい傷まで発見できるという検査で、それを追加して行うという報告を受けております。

○宮城一郎委員 今回の報告を踏まえて、今回の事故は人災と判断できるのでしょうか。それとも、自然災害ではないですね。

○謝花喜一郎知事公室長 私もいろいろインターネット等で調べてみましたが、水素ぜい化の原因について、なぜこういうことが起こるのかということがまだ十分解明されていないということです。そういった亀裂があるか、ないかを判断する対策としましては、電流を通して目に見えない傷まで確認するという説明でした。

○宮城一郎委員 水素ぜい化がどういう原因で起こるのかという解明が今現時点でなされていない段階では、これが人災と呼ぶべきなのか、天災と呼ぶべきなのかという判断ができないという理解でいいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 そうすることで、私も理解しております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、那覇空港における自衛隊機の事故についての質疑を終結いたします。次に、知事公室関係の陳情平成28年第37号外6件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る陳情につきまして、お手元の陳情説明資料（知事公室）に基づき御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、陳情一覧表がございます。

知事公室所管の陳情は、継続4件、新規3件となっております。

まず、継続審議となっております陳情4件につきまして、変更した箇所を御説明いたします。

説明資料1ページをお開きください。

継続となっている陳情平成28年第37号集团的自衛権を容認する「平和・安全保障関連法」の廃止を求める陳情につきましては、処理方針に変更がありますので御説明させていただきます。

処理概要の時点修正を行っており、上から3行目の数値を「約70.6%」に変更しております。

続きまして、説明資料の4ページをお開きください。

継続となっている陳情平成28年第48号放射能公害被害者に人権の光を求める陳情につきまして、項目3の2段落目後半部分を「平成29年3月1日現在で561名」に変更しております。

続きまして、説明資料の7ページをお開きください。

陳情平成28年第155号石垣島川平湾沖に座礁した外国漁船撤去に国と県の支援を求める要請決議につきまして、「石垣市が同船舶の油抜き取りに要した経費のうち、3月15日までに船主から約8割が弁済されております。石垣市によりますと、現在、同船舶は船主による修理が完了し、出国に向けた手続を進めており、船主とは同手続が完了するまでに残額を支払う方向で調整中と聞いております。」を追加しております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の8ページをお開きください。

陳情第20号石垣市振興に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。項目1につきましては、新石垣空港の国際線開設や外国の大型クルーズ船誘致に伴い、海外からの観光客を受け入れるための出入国管理、検疫、税関のいわゆるC I Q関係機関の増員の必要性があることは理解しております。こ

のため県としては、C I Q体制の強化を国に対して求めているところです。

9ページをごらんください。

項目2につきましては、旧石垣空港跡地の磁気探査については、新県立八重山病院を中心とした、半径約470メートルの区域の磁気探査を優先して実施しております。空港跡地全体の磁気探査の実施については、石垣市の跡地利用の実施計画が示された後、関係機関や土地所有者等と調整を行う予定であります。県では、不発弾処理は、戦後処理の一環として、国が責任を持って取り組むべきものと考えており、機会あるごとに、関係大臣に対し、全額国庫負担等について要請を行っているところであります。

項目3につきましては、自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸、災害救助や不発弾処理など、県民の生命・財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全、安心に十分配慮すべきであると考えております。

次に資料11ページをお開きください。

陳情第32号陸自ミサイル部隊の配備に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。項目1につきましては、陳情第20号、項目3に同じであります。

次に説明資料の12ページをお開きください。

陳情第33号石垣島への陸上自衛隊配備の反対を求める陳情につきましては、陳情第20号、項目3に同じであります。

以上、知事公室の所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第48号について、消費・暮らし安全課長の説明を求めます。

長嶺祥消費・暮らし安全課長。

○長嶺祥消費・暮らし安全課長 知事公室との共管となっております陳情平成28年第48号につきまして、処理概要を御説明いたします。

1について、処理方針に修正がありますので、変更後の処理方針について読み上げます。

福島県の避難指示区域外からの避難者については、平成29年3月31日をもって住宅供与は終了しますが、福島県は新たに福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金等の支援策を行います。県としては、平成29年度に県独自の新たな支援策として、福島県の家賃補助制度が適用される世帯のうち、県内で居住を継続する世帯に対し、家賃の一部として月額1万円の補助を実施します。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 消費・暮らし安全課長の説明は終わりました。

次に、陳情第32号について、環境保全課長の説明を求めます。

仲宗根一哉環境保全課長。

○仲宗根一哉環境保全課長 環境部所管に係る陳情につきまして、お手元の陳情説明資料に基づき御説明いたします。

環境部所管の陳情は、新規1件となっております。

それでは、処理概要を御説明いたします。

資料の11ページをお開きください。

陳情第32号陸自ミサイル部隊の配備に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

事項2について、県では、水質汚濁防止法第15条第1項の規定に基づき、宮古島の地下水の水質モニタリングを定期的を実施しており、環境基準を達成している状況を確認しております。さらに、宮古島市においても、毎年、硝酸態窒素等について全島的な地下水モニタリングを実施しており、宮古島市地下水審議会の指導・助言を受けて地下水水質保全調査報告書を作成しております。県としては、引き続きこれらのモニタリングを通して、宮古島市と連携しながら地下水の環境保全について注視していきたいと考えております。また、自衛隊の配備については、県としては地域の理解と協力を得るためには環境配慮に係る調査が必要であると考えており、沖縄防衛局へ自主的な環境影響評価の実施を求めることについては、地元宮古島市の意向も踏まえながら調整していき

たいと考えております。

以上で、環境部所管に係る陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 環境保全課長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○**比嘉瑞己委員** 陳情平成28年第48号について。この陳情については前議会で審査させていただきました。今回、県が新年度予算で新たな継続の支援策を打ち出したことは、大変敬意を表したいと思います。

住宅支援ですが、福島県は3月で当初は切ろうとしていたということで、全国において県独自の支援策の実施状況がわかれば教えてください。

○**長嶺祥消費・くらし安全課長** 県営住宅等の供与を行っているところが、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、鳥取県、愛媛県の6都県ありまして、家賃補助を行っているところが、新潟県—これは小・中学生のいる世帯のうち、所得制限を設けていまして、月額1万円。それから神奈川県も同じく所得制限を設けながら月額1万円の家賃補助。鳥取県においては、家賃の補助となっております。

○**比嘉瑞己委員** こうした中でもまだ全国的には数えるほどしかないというところで、沖縄県も独自の支援策をやったということは、大変大きな意味があると思います。特に、原発問題や基地問題の根っこは同じだと思っています。沖縄県が新年度でも新たな支援策をやっているということに至った背景など教えてください。

○謝花喜一郎知事公室長 処理概要でも御説明しましたように、平成29年3月1日現在で561名の避難者がおります。県は独自でアンケートを行っておりますが、やはりまだ戻れないという方が6割ほどおりました。そういった中において、県が支援を打ち切るという状態ではないだろうということがございましたので、今、処理概要にあるような対応になったものと理解しております。

○比嘉瑞己委員 訪問して、実際に聞き取りをやっているということも、避難者の皆さんにとってはとても助かっているという話でした。このアンケート調査や訪問事業でつかんでいる範囲でいいのですが、実際、福島に帰郷といえますか、これまで住んでいたところに帰った世帯というのは一体どれぐらいあるのかわかりますか。

○長嶺祥消費・くらし安全課長 本課で福島県の避難指示区域外からの世帯に対する聞き取り調査などを行っておりますが、2月末現在、119世帯で実施した中において、県外に転居するというところで回答をいただいているところが16世帯、そのうち福島県への帰還ということで14世帯と聞いております。

○比嘉瑞己委員 なかなか国や福島県がやろうとしているように、ふるさとに帰る世帯はまだまだ少ないと思います。そうした意味で、継続して県内で暮らしたいという方への支援は重要だと思います。少し当事者の方にお話を聞きましたが、引っ越しをする場合に保証人を見つけることが困難だという声を聞きました。皆さんはその実態は把握されていますか。引っ越しをした世帯などがわかれば教えてください。

○長嶺祥消費・くらし安全課長 保証人などの件につきましては、沖縄県宅地建物取引業協会―沖縄県宅建業協会等に保証人等の扱いについて配慮をお願いするような要請などもやっておりますし、現時点、聞き取りなどを行っている中においては、特に保証人が見つからないというところでの相談のようなものは当課では聞いておりません。新たな契約の状況などを確認している中においては、保証会社を使つての契約や保証人を立てて、今現在、賃貸仲介業者との審査中であるといった話で聞いていまして、特に保証人がなかなか見つからなくてといった御相談は当課には特に寄せられていない状況です。

○比嘉瑞己委員 保証人が見つかってから引っ越しの実際の手続も始まってくると思いますので、県もなかなか把握しづらいところもあると思いますが、困

難しているという声が多々あります。それで、ニライカナイカードが終わることになりまして、商品券という形での新たな支援策は本当にありがたいのですが、県民会議でも、当初の緊急的な支援というのは、一旦役割は終えたという認識だというお話でした。ただ、まだまだ561名の方が避難している以上、何らかの支援が必要だと思います。今後の県民会議のあり方についてはどのようにお考えですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 県民会議は、平成23年の3月11日の東日本大震災後、直ちに、3月25日に設立しております。その際には、被災県の意向に沿って、帰還を促進する施策を実施したということですが、災害発生から6年が経過しまして、被災県からは従来の災害救助法による対応は平成29年3月末までとし、今後は帰還や生活再建に向けた総合的な支援策に移行する方針が示されております。そういったことも踏まえて県としましては、先ほどお答えしましたように、まだ避難を継続するという方が6割ほどいらっしゃいますので、そういった方への支援—先ほど住宅支援について説明させていただきましたが、段階的に定着先の福祉サービスを活用する形へ移行してまいりたいと考えております。県民会議事業としての予算も限りがございますので、今後は福祉サービスをしっかり活用できるような形で支援をやってまいりたいということで、今、方針として考えているところでございます。

**○比嘉瑞己委員** まだまだ支援は必要だと思います。特に、住宅面の要望が強いので—先ほど、宅建業協会の方に依頼はしているという話でしたが、しっかりとニーズをつかんで民間の皆さんにも協力を改めて求めていくべきだと思いますが、最後にその点について聞かせてください。

**○長嶺祥消費・くらし安全課長** またそのような御相談等がありましたら個別にそういった事情なども聞き取りをしながら、関係機関等に要請などを行っていきたいと考えております。

**○比嘉瑞己委員** 次に、陳情第32号、陸自ミサイル部隊の配備に関する陳情についてお聞きしたいと思います。

11ページ、記の2に水質のことについて懸念が書かれています。環境部の皆さんの方針としまして、定期的にモニタリングはやっているということにはなっていますが、陳情でいう環境影響評価を実施するというところはどうか。

○普天間朝好環境政策課副参事 今現在、自衛隊の駐屯地建設の件につきましては、内容を詳細に把握しておりませんので、環境影響評価や条例の対象事業になるかどうかについては、こちらでは把握しておりません。ただ、処理概要にもありますように、大規模な開発になると考えられますので、条例対象の事業でなかったとしても、自主的に環境影響評価をしていただくことについては事業者であります沖縄防衛局で検討していただきたいと考えておりました、この件につきましては宮古島市の意見・意向も踏まえながら調整していきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 自衛隊の賛否は別にしても、宮古島の地下水で向こうはずっと暮らしているわけですよ。当初の予定地も地下水に影響があるということで頓挫したという経緯もあります。島の人たちは次はどこに計画が持たれるのかということすらもなかなか情報が出てこない中で不安があるわけですよ。そうした中でこれまでの県の答弁を聞いていても、どこか様子を見ている、傍観しているようにしか見えません。やはり、県がしっかりと国に対しても、この計画はどうなっているのか、水の安全はどうなるのか、こういったことに積極的にかかわっていくべきだと思いますが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 せんだっても宮古島市の方々から要請を受けました。委員のおっしゃるような形のことも私も受けまして、この件につきましては計画の内容について十分説明がないということがございまして一当然、地下水の問題に関してもですね。そういったことにつきましては、今現在、知事公室において質問項目を整理いたしまして、沖縄防衛局に対して投げかけたいと思っております。そして、それをしっかり地元の方々にも説明をしていただきたいということで対応を準備しているところでございます。

○比嘉瑞己委員 オスプレイ配備のときも、結局、いざ計画が始まろうというときに急に急いで出されて、今こういった状況になっています。そうした意味で、本当に国が地域に対する説明を全然されていないと思いますので、県としても求めていただきたいと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 説明資料1ページ、陳情平成28年第37号について確認ですが、集団的自衛権を容認する「平和・安全保障関連法」の廃止を求める陳情が出ております。処理概要に県の回答が載っておりますが、その中で「先の大戦の経験を踏まえ、我が国の安全保障政策の変更に、県民は大きな不安を感じております。」とありますが、これは知事公室の見解ですか。知事の見解ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 これは知事公室が処理概要として説明をしております。我々は基地問題等についての県政を所管しておりますので、これは知事公室の見解であると同時に、県政の考えということで捉えていただければよろしいかと思っております。

○中川京貴委員 もちろんいろいろな考え方があると思いますが、調査はどういった調査を行ったのですか。「県民は大きな不安を感じている」という調査はどういった調査ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 具体的に、この法制に関連してアンケート調査等を県が独自に行ったということではありませんが、さまざまなマスコミ等による報道等がありまして、いろいろな声が聞こえたものですから、そういった表現をさせていただいたということでございます。

○中川京貴委員 その下の「安全保障関連法の施行により、米軍の運用や米軍基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながることはならないと考えております。」という処理概要ですが、つながるのですか。基地負担の増加につながる可能性があるのですか。つながることがあってはならないと処理概要には載っておりますが、基地負担の増加につながる可能性があるのか、ないのか、お答えください。

○謝花喜一郎知事公室長 この処理概要の趣旨は、なる可能性があるので書いたというよりも、そういった過重な基地負担に県民は大変さいなまれておりますので、そういったことがあってはなりませんということを県として表明したということによって理解していただければと考えております。

○中川京貴委員 「沖縄の基地負担の増加につながることはならない」と答弁しているのです、あるのか、ないのかと聞いています。そして、この陳情の趣旨は、記の1にあります「平和・安全保障関連法」を速やかに廃止する

こと」なのです。廃止することに対して答えるべきであって、県の考え方は「つながることがあってはならない」という回答なので、つながることがあるのかと聞いています。要請は、「廃止すること」となっていて、廃止するのか、廃止しないのかを答えるのであって、処理概要では別のことを答えています。

○謝花喜一郎知事公室長 こういった処理概要になった背景ですが、やはり、安全保障関連法につきましては、国会でさまざまな議論がなされたことによるものと思っております。そういった中、県において、廃止することと言われても、県としてはどうしようもないわけでごさいます、その中において、やはり県民の不安な思いも踏まえてそういった表現をさせていただいたということでごさいます。

○中川京貴委員 今、知事公室長が答弁したことを書けばいいのです。それを書かないでよくわからないような処理概要をつくるので、質疑しているのです。

それからもう一つ、先ほども言いましたが、この処理概要ではつながるようなニュアンスがあります。県民が不安を感じているという認識を県が示して処理概要を書いておられますが一あえて、お聞きしますが、矛盾を指摘しておきます。上から3行目、沖縄県は、在日米軍専用施設の約70.6%—これは前は七十四、五%ありましたよね。それが減っています。在日米軍専用施設の面積が減っているにもかかわらず、この処理概要でいいのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきましては御承知のことと思いますが、北部訓練場の一部が4000ヘクタールが返還されたということで数字を修正したと。ただ、県の立場としましては、それが返還されたとしても70.6%があると。しかも、中南部地域に集中しているということで多くの県民—県民の8割が中南部におりますので、そういった基地負担というのは依然変わりませんというようなことを表現したと。数字的には74%から変わって、割合としては70.6%になったということを時点修正させていただいたということでごさいます。

○中川京貴委員 私も嘉手納出身ですので中部地域に基地が集中していることはよくわかります。私が聞いていることは、今まで75%の在日米軍専用施設面積があったにもかかわらず、これまでの国会議員の先生方や県の努力、地域の努力で整理縮小されてきました。それが70%に減らされて、評価すべきものをこの処理概要では安全保障関連法の施行により、米軍の運用や米軍基地機能が

強化され—「強化され」と書いてあります。そして、沖縄の基地負担の増加につながるものがあってはならないということで、矛盾しています。基地面積がふえる可能性があるのですか。減る可能性はあっても、ふえる可能性はないと思っておりますが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長　まず、ふえる可能性は私もないものと考えております。そう申しますのは、沖縄に関する特別行動委員会—S A C Oの合意事案で着実に整理縮小をすと言っております、県もそのS A C Oの合意事案を着実に実施することが重要だという認識ですので、面積に関してはそういったことであります。ただ、運用ですね、嘉手納飛行場の例で言いますと、やはり外来機が来るとということで、そういった中で騒音問題等が地域住民を苦しめているということがございますので、そういった運用によって機能が強化されて、基地負担が増加される可能性というのはこれまでも出てきています。S A C Oの合意事案を着実に求めていながらもそういうことがありますので、こういったことがないようにということで求めているということでございます。

○中川京貴委員　ぜひ、このような処理概要についても—ある意味では政治的な判断もかかわってくると思っております。私たちは沖縄県に米軍専用施設が75%あったものが、70%に減る、そして65%、60%と減って行って、ふえることは絶対にあってはならないと思っておりますので、あえて質疑をしています。それと、私も嘉手納出身ですので、嘉手納飛行場関連の運用で騒音問題、悪臭問題について毎回取り上げてまいりました。それ以上ふえてはいけい、また減らしていかなければいけいせずし、これも政治的な課題です。しかしながら、今、国も、地方も努力をしている中で、基地の整理縮小がなされ、騒音問題やいろいろな問題にかかわっている中で、県の考え方で努力されているものに対して、努力されていないような表現の仕方があってはならないと思っております。そういった意味では、今、那覇軍港の問題で浦添、また浦添から整理縮小で読谷村と沖縄市にもいきます。あれは整理縮小だと思っております。強化だと思っておりません。県がそういった努力を無視して、そのような処理方針を書くことに対しては理解が得られませんが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長　委員の御指摘は御指摘として受けとめさせていただきます。ただ、基本的に私どもの考えと委員の考えはそんなに変わらないのではないかとと思っております。面積は縮小していただきますが、機能の強化については県民はどうしても不安として持っておりますので、その点において県は

配慮して、そのような文書にさせていただきました。

○中川京貴委員 あえてお聞きしますが、基地の整理縮小は強化になりますか。例えば、浦添市から読谷村、沖縄市に倉庫群がいきます。あれは基地の強化ですか、それとも基地の整理縮小になりますか。

○謝花喜一郎知事公室長 県政は、SACOの合意事案を着実に進めて基地を整理縮小していただきたいということですので、今の委員からの御指摘のものは整理縮小につながるものと考えております。

○中川京貴委員 次に、説明資料3ページ、陳情平成28年第48号、先ほどからも原発の陳情が出ておりますが、これは知事公室長も御承知のとおり、仲井眞県政のころから県職員や警察、いろいろな関係機関がそこへ行っているいろいろな調査をしながら、受け入れもしながら、全国で一番沖縄県が早かったのではないかと評価しております。県職員に対しては評価しますが、今も561名の方が沖縄県で避難しながら生活をしていることに対して、テレビやマスコミ等でいろいろいじめ問題などがありまして、苦勞していることもテレビなどに出ていて、それを見て少し残念に思うところもありますが、家賃補助だけではなく、市町村においてそれ以外の支援はないのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 住宅支援については子ども生活福祉部が処理概要で書いてあるとおりでございます。それ以外のものとして、県民会議事業ですが、ニライカナイカードというものを出しておりましたが、これは今年度末で終了しまして、それにかわる代替措置として各世帯に3万円から5万円の商品券を配布すると。それから、子ども生活福祉部事業によるおきなわ子育て応援パスポートで買い物商品の割り引きを実施したり、交通費負担軽減措置としてモノレールの割り引きといったことをやっております。また、民間ですが、民間の病院が診療費無料化等を予定しております。それ以外にも帰還支援につきましては、福島県の新年度事業に係る手続のおくれを考慮しまして、県民会議事業のふるさと帰還旅費支援を9月末まで延長するというように予定しております。

○中川京貴委員 この561名の方々が沖縄に避難してきてよかったという環境づくりが大切だと思っています。ぜひ、この方々が温かい沖縄県に避難して生活してよかったという環境をつくるためにも、これまで同様、協力していただ

きたいと思いますが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 避難者の方々のアンケート調査、それから訪問等を通して、県を挙げてできることはやってまいりたいと考えております。

○中川京貴委員 次に、説明資料8ページ、新規陳情第20号について、石垣市から陳情が出ておりました、処理概要に出入国管理、検疫、税関といろいろありますが、この体制について県はどこまで把握しているのでしょうか。

○仲里和之観光振興課班長 沖縄県では、増加する入域観光客数の増加に対応しまして、毎年クルーズに関しては、沖縄県クルーズ促進連絡協議会、それから税関に関しても、沖縄地区税関と沖縄県行政事務連絡会議—これはともに商工労働部の担当でやっておりますが、情報交換を行っております。昨今、入域観光客数の増加に伴い、政府においても2020年度に2000万人の外国人客を4000万人にするということで、C I Qの対応に関しては国でも人員確保の体制等をしっかりやっていくものと考えておりますが、こういったところの中で沖縄県の入域観光客数の増加の状況等、情報交換を行っております。委員の御質疑にありました人員体制の把握に関しては一例えば、石垣税関では何名の体制で行われているのかということに関しては、当課では情報を持ち合わせていない状況でございますが、今後、増加する観光客の対応に関しては、こういった機会を通じて情報交換を行っていきたいと考えております。

○中川京貴委員 私たちも自民党会派で石垣へ視察に行きまして、これまで海上保安庁もたしか3隻だったものを11隻に強化しながら、水際対策を強化されております。これは沖縄本島もそうですが、離島も水際対策が一番大事だろうと思っておりますので、ぜひ、県も要請を受けた趣旨に沿ってかかわって、中身を把握するような体制をつくっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今、観光関連で増加する観光客に対応するために、やはり増員が必要だろうと考えておりますが、今の水際対策というのは恐らく麻薬など、そういったことのお話だと思います。そういった件についても、陳情者の思いとしては不安があるということでの陳情だと理解しておりますので、そういったことも含めて県としては関係部局と連携して対応してまいりたいと考えております。

○中川京貴委員 次のページ、記の2、旧空港跡地の件について、これは新県立八重山病院を中心とした半径470メートル区域の磁気探査とありますが、石垣島を含め離島で不発弾が発見されますと、これは沖縄本島に持ち込んで処理しているのですか。それとも、向こうで処理をしているのですか。不発弾処理について教えてください。

○知念弘光防災危機管理課長 沖縄本島から陸上自衛隊が出張し、向こうで安全化処理を行ってから、一旦、石垣島と宮古島に不発弾保管庫がございますので、そちらの保管庫で保管をしております。そして、年に2回、陸上自衛隊が委託した業者が回収に回りまして、その回収業者が最終処分を行っております。

○中川京貴委員 ですから、最終処分は離島でやっているのですか、沖縄本島でやっているのですか。

○知念弘光防災危機管理課長 最終処分は、陸上自衛隊が委託した業者が船で回収し、本土で行っております。ただ、まだ運びきれない不発弾につきましては、宮古や八重山などで最終的に爆破処分をする場合もございます。

○中川京貴委員 運びきれない不発弾について、もう少し詳しく教えていただけますか。運びきれないものと、運ぶものの違いは何ですか。

○知念弘光防災危機管理課長 陸上自衛隊が委託した業者には船で運べない基準がございますので、その基準に満たない不発弾については現地爆破ということで処理をしております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上原章委員。

○上原章委員 説明資料1ページ、陳情平成28年第37号、平和・安全保障関連法についてですが、余りにも処理方針に偏った表現があるのではないかと思います。冒頭1行目に「安全保障関連法について、十分な議論がなされていない中で施行されたことは、残念であります。」と書かれておりますが、具体的に十分な審議がなされていないという根拠はあるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 安全保障関連法案につきましては、国民の間でもさ

まざまな議論があったと。そして、国会内でも相当議論があったと考えております。政府におかれましては、十分な審議がなされたということで採決に至ったと理解しておりますが、それに反対する国会議員もおりまして、混乱した状況の中、採決に至ったということも報道等でなされておりました。そういったことも踏まえての表現でございます。

○上原章委員 具体的に、衆参両院トータルで今回の法案の審議時間が何時間かわかりますか。

○運天修参事兼基地対策課長 防衛白書によりますと、衆議院において約116時間、参議院において約100時間、計216時間となっております。

○上原章委員 戦後、このような安全保障にかかわる法案の審議時間について、今回の216時間は何番目かわかりますか。

○運天修参事兼基地対策課長 同じく防衛白書においては、戦後の安全保障関係の法案審議において、最長となる審議と表記されております。

○上原章委員 23年前のPKO法案の関連審議の時間などはわかりますか。

今回は大きな法案の改正だったと思いますので、国民にも今回の法案については説明を丁寧にしなくてはいけないという思いで我々も国会の議論を一つ一つ注視しながら見ていました。今回の法案が進む中、さまざまな報道がありました。衆議院で116時間、参議院で100時間の審議時間ということで、国会では安全保障関連法案—安保法案にかかわらず、あらゆる法案が国会では議論されますが、今回の安全保障関連法の審議時間は、全体の中でも衆議院では6位という時間だったと聞いております。そういう意味では、県が処理方針の中で「十分な議論がなされていない中で」という表現をされますと、多くの国民・県民へ誤ったメッセージになるのではないかと思います。これまで重要な安全保障を議論してきた中では今回が最長です。それをこのように議論がなされていないと言い切っているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 衆参あわせて216時間の審議がなされており、これが最長だという御指摘はありますが、先ほどもお答えしましたように、さまざまな議論を呼んだ法案でしたので、時間数もそうですが、やはり国民に十分に納得していただけるような形の中、さまざまな報道等もあったことからこのよ

うな表現をさせていただきました。時間の件につきましては、委員御指摘のとおり、最長だということは十分私も認識した上で、いろいろ報道等の関係で多くの国民の方々にまだ懸念があったということで、このような表現をさせていただきます。

○上原章委員 独自のアンケートもとっていない、ただ報道でそのような表現を処理方針で県が示すことについて、今までいろいろな処理方針を見てきましたが、余りにも偏っている表現になっていると指摘をしておきたいと思います。ぜひ、数字に基づく、本当に議論の中身を精査して一国民が多くなのという表現も、今回の法案についても、いろいろなマスコミがアンケート調査を実施しております。そういったものも踏まえて、県は一つ一つの処理方針を示すときには緊張してやらないといけないものだと思います。このまま議事録として本当に残しているのかという懸念もありますが、それを指摘して終わりたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 説明資料3ページ、陳情平成28年第48号記の2について、「ニライカナイカードを継続し、福島県以外からの避難者へも支給すること」の処理概要ですが、「カードの継続につきましては、被災県からの要請に基づき提供する応急仮設住宅の供与期間が、平成29年3月末まで延長されたことを踏まえ、それまでの間は生活を支える必要性から、延長を行うこととしております。」とありますが、結果として、平成29年3月末で終了するという読み方よろしいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 支援期間につきましては3月末で終了いたします。

○宮城一郎委員 ニライカナイカードの利用者が得られる割引率は、県予算で事業者に対して補填などがなされていたのでしょうか。

○知念弘光防災危機管理課長 ニライカナイカードにつきましては、協力企業がございまして、協力企業の方々一例えば、百貨店やスーパーなどで買い物したときに5%の割引きをすとか、そういったことがございまして、県からの補助というのは一切ございません。

○宮城一郎委員　そういう中であれば、まだ五百数十人の方が沖縄にいらっしやいますが、継続するための何か障害などはありましたか。

○謝花喜一郎知事公室長　先ほど申し上げましたように、ニライカナイカードは92の協力企業で成り立っております。サンエーやイオン、かねひでなどで買い物をした場合、対象商品を5%割り引きしますといったことやモノレール運賃の半額など、さまざまなサービスを協賛企業の御協力でやっていただいておりますが、これを県は県民会議という形で束ね、いろいろ総会を開いて議論させていただいておりますが、総会の中で、当初は着のみ着のまま来られて大変だったという方々のためにそういったものを提供しておりましたが、だんだん落ちついてこられたという中で、協賛企業の中からもそろそろ終わらせていただきたいという申し出等が県にございまして、総会の中で決めたと。ただ、やはりいろいろまだ要望もあったものですから、今年度末までという形で一旦は延長させていただきましたが、ここでは終わらせていただきたいという協賛企業の意見にも配慮して、こういう形で終了させていただくというところでございます。

○宮城一郎委員　協賛企業からこれ以上の継続の必要性に対して考えるところがあるということであれば、いたし方ないのかと思ひまして、理解いたしました。

次に、説明資料1ページ、陳情平成28年第37号、集団的自衛権を容認する「平和・安全保障関連法」の廃止を求める陳情について、処理概要で「沖縄県は、在日米軍専用施設の約70.6%が集中し、」という部分のアンダーラインが北部訓練場の返還を経て、パーセンテージが下がったということがあると思いますが、一方では、例えば岩国基地に配備されるステルス戦闘機が沖縄で訓練をするのではないかと、そういう報道等がありまして、それから伊江島への訓練施設の改修ですか、今、補強か何かなされていると思いますが、施設面積が減った一方で沖縄近海も含めて、訓練が減っているのか、あるいは逆にもしかしたらふえているのかというところに非常に疑念を抱く部分がありますが、その辺は県としてはどのように捉えていますか。

○謝花喜一郎知事公室長　政府においても沖縄県の負担軽減ということいろいろ取り組まれているということは県も理解しております。そういった件については一定の評価もしておりますが、やはり米軍の運用等により、日本本土に

あります米軍機、または米国本土からの外来機等が沖縄まで飛来し、訓練を行っているといった実情、これにつきましては地元自治体からも多くの苦情・要請等が県に対してまいております。そういったことから、県民の基地負担というものは、実感としてはまだ続いているものと理解しております。

○宮城一郎委員 今、知事公室長がおっしゃられたように、地元自治体の首長がそういう懸念をあらわしているという部分については、首長においては大きな不安を感じていらっしゃると思います。そういう意味で改めて県民にも、不安なのか、そうでないのか、先行き明るいと考えているのか等々のアンケートなどを実施してみるのもいい機会なのかなと思いますが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 過去には、県民意識調査において基地負担等についての県民の意識等について調査したことはあると思いますが、詳細の質問項目については手元に資料を持ち合わせておりません。

○宮城一郎委員 申し上げたいことは、先ほどいろいろな委員からもありましたように、この声明に対して、同様に肌感覚的なものでしてしまうのは非常に乱暴なのかと感じる部分があります。先ほどありましたように、当該地の首長が不安に感じているのであれば、それを根拠に話されるのも結構ですが、またそれを肉づけして固めていくような努力が県に必要なのかという意図でのお話の向け方なのです。その辺、感想があればいただきたいと思います。

○謝花喜一郎知事公室長 しっかりと県民の意向を確認するような調査は県としても重要だと思っております。企画部においても県民選好度調査という調査もございますし、知事公室においても独自でそういった調査も過去にはやってくるものと理解しておりますが、今後の対応につきましては知事公室内において議論・検討をしてみたいと考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
又吉清義委員。

○又吉清義委員 説明資料11ページ、新規の陳情第32号、陸自ミサイル部隊の配備に関する陳情について、環境部から処理概要が出ておりますが、まずその前に、陳情者から陸自ミサイル基地配備が宮古島に行われると環境が悪化するという意味かと思っておりますが、県としてどのようなことが懸念されるのか、

その辺は把握していますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 ミサイル基地の配備により、環境上どのような汚染が想定されるかということについては、まだ調べてはいないのではっきりとしたことは申し上げられませんが、特定施設といえますか、水質汚濁防止法に関してのし尿処理場など特定施設があるとすればそういったものの漏えいによる汚染などは想定できますが、具体的にどのような有害物質による汚染かということについては、今の段階では申し上げられません。

○又吉清義委員 今、し尿処理場でどうのこうのとおっしゃっていましたが、宮古島には下水道は完備されていないのですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 確かに下水道は整備されていますが、自衛隊基地の中に浄化のための施設が入ってくることも考えられますので、具体的な例としてそういうことをお話し申し上げましたが、具体的に基地がどういった建設計画になっているのかということはこちらも把握しておりませんので、具体的なことは申し上げられません。

○又吉清義委員 今のは間違いだと思います。日本人です。建物をつくったら下水道を整備するのは当たり前です。今の答弁を主張しますと、自衛隊は垂れ流しをするところですか。このような答弁で恥ずかしくないですか。下水道を整備することは当たり前ではないですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 私が申し上げたのは、下水道処理施設を基地の中に独自に持つことも考えられますのでそういったお話をしただけです。例えばその施設の中で何らかの事故があつて、汚水が漏れることもあるのではないかという例えです。

○又吉清義委員 そんなことはありません。経費はどちらが安いかわかりますか。県がつくった下水道につながるのと、下水道処理施設をつくるのではどちらが安いかわかりますか。誰が見ても穴を掘ってパイプを通せば、下水道は本管につながるのだから安いです。では、具体的に伺います。宮古島においては毎年、硝酸態窒素等について地下水モニタリングをしているということですが、硝酸態窒素等というのは何から出てくるのか御存じですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 一般的には農業用の肥料であったり、あるいは家畜・ふん尿由来のものと認識しております。

○又吉清義委員 そうですよ。ですから、これが地下水を汚染するのです。自衛隊、ミサイル配備基地が来るので汚染されるのではありません。この辺をはっきり言わないと—そしてもう一つ、それをさせないために自然界の草の役割はわかりますか。先ほど答弁がありましたように、農業で使われた肥料であり、畜産のふん尿であり、し尿であり、こういうものがこれを引き起こしてくるということは事実です。県の皆さんもよく知っています。ですから、土壤汚染をさせないために更地のところ—自然界は草が生えて、こういうものを分解するために草も生えてきます。ですから、空き地の更地の中にこういったグリーンが出てくることは非常にいいことだと思います。ですから、環境影響評価についても、陸自ミサイル基地配備が来るので環境が悪化するのかわからないのか、しっかりと調べる義務もありますし、悪化する要因があれば改善しないといけないと思います。まさか下水道処理施設をつくることはないと思います。なぜあえてそういうことを言うのかといいますと、このミサイル基地は相手を攻めるものではなく、今は北朝鮮が4発同時に飛ばす時代です。そして、テレビで見ましたが、北朝鮮は大出力エンジンを開発して、6000キロメートルも飛ぶミサイルを4月15日に打ち上げるということで準備しています。お互い自分の国土を守る、そして宮古島、石垣島、本島内の方々を守ると。飛んでくるものを打ち落とせないと県民は大変になると思います。そういった意味でも、いろいろな角度で環境がどう変わるのか調べるべきだということを、あえて申し上げて終わります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

午後0時6分 休憩

午後1時21分 再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項不発弾等対策についてに係る沖縄県不発弾等対策に関する条例（素案）についてを議題といたします。

ただいまの議題について、条例（素案）の作成に係るこれまでの経緯について、私、委員長から御説明いたします。

○渡久地修委員長 皆様のお手元に条例の素案を提出しています。

この不発弾条例に係るこれまでの経緯につきましては、これまで前期の委員会一山内末子委員長のときに条例案を提出して議論をしましたが、そのときには不発弾対策協議会の皆さんの参考人意見も求めて議論をしましたが、結局、今期に持ち越されている事情があります。

その前の當間盛夫委員長のときにこの条例をつくりましょうということで提案いたしました、あのときも審議未了で終わりました。

そして今回、皆様方の御協力でここまでこぎつけてきたわけですが、この提案に至る経過は、皆さんが何度も議論なされているとおり、戦後70年余りが過ぎて、戦争の風化、不発弾等に対する風化が進んできていると。そして、これからますます進んでいって、あと70年かかるという状況のもと、今の私たちがしっかりとこの問題に対応しておかないと、あと10年、20年、30年たっただけですと、戦争の風化と不発弾の風化が進んでいくものと思われま。そして、この不発弾の処理に関しては、県議会に何度も陳情や意見書を出しておきまして、戦後処理の一貫として国の責任で行うべきものということを要請してきておりますが、これまでその法律がありませんでした。

今回、沖縄振興特別措置法の中に附則として入っておりますが、これは当分の間ということにしかなくないという意味では、しっかりと国の責任での処理を求めていくことが大事だと思いますので、しっかりとした条例をつくる必要があるのではないかということで今回の条例の素案になっておりますので、各委員に議論していただいて、ぜひ全会一致で、これは沖縄のこれからの将来にかかわる問題でもありますので、やっていければと思っております。

以上、私から経緯を説明いたしました。

次に、条例（素案）について、事務局に読み上げさせます。

宮城弘政務調査課長。

○宮城弘政務調査課長 それでは、条例素案を読み上げる形で説明させていただきます。

本県は、去る太平洋戦争末期において、一般住民を巻き込んだ熾烈な地上戦

の場となるとともに、激しい艦砲射撃や爆撃機などによる空襲に見舞われた結果、約1万トンが不発弾等として残されたと推定されている。

これまでも県内各地で不発弾等の処理は行われてきているが、今なお多くの不発弾等が埋没していると推定され、その殺傷力・破壊力は全く変わりなく、極めて危険であり、県民の生命及び財産を脅かしている状況が続いている。

特に、昭和49年に那覇市小禄で発生した不発弾爆発事故は、幼児を含む4人が死亡、34人が重軽傷を負う大惨事となったことを忘れることはできない。

本県にある全ての不発弾等を処理し、県民が安心して暮らせる生活を確保するためには、いまだ多くの時間がかかるとされていることから、その処理についてさらに取り組みを促進していくことが求められている。

戦後長い年月が経過し、20万人余の尊い命が犠牲となった沖縄戦の体験者が少なくなる中、戦争の悲惨さを後生に伝えていくとともに、本県における不発弾等の現状を風化させることなく、一日も早い不発弾等の根絶を目指すため、ここに条例を制定する。

目的、第1条、この条例は沖縄における今次の大戦で激しい戦闘が展開されたことに伴い、今なお多くの残存する不発弾等が県民の生命及び財産を脅かしている現状を鑑み、戦争の悲惨さを後生に伝えていくとともに、不発弾等の早期処理を促進するため、不発弾等の根絶を祈念する日を制定し、もって県民の生命及び財産を守り、安全安心な暮らしを確保することを目的とする。

定義、第2条、この条例において不発弾等とは、今次の大戦による不発弾、その他の火薬類を言う。

県の役割、第3条、県は国に対し、不発弾等の早期処理について戦後処理の一環として国直轄の事業化を推進し、国の責任において取り組むよう働きかけるものとする。

不発弾等の根絶を祈念する日、第4条、戦争の悲惨さを風化させず、後生に伝えていくとともに、不発弾等による悲惨な事故を繰り返すことがないよう昭和49年に発生した那覇市小禄での事故を教訓として、不発弾等の根絶を祈念し、3月2日を不発弾等の根絶を祈念する日とする。

以上になります。

○渡久地修委員長 条例（素案）の読み上げは終わりました。

休憩いたします。

（休憩中に、渡久地委員長から条例（素案）を事務局に作成させたため、今回読み上げをさせたと説明があった。）

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより沖縄県不発弾等対策に関する条例（素案）について、各委員より御意見を伺いたいと思います。

意見はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 この不発弾等対策の条例は、前議会、山内委員長のときから渡久地委員長が提起されているもので、4年間いろいろな形で前例でやってきていると思います。条例ですので、委員会で「はい。わかりました。」で終わるものではないと思いますが、例えば総務企画委員会での流れ的に、どのような流れでどういったことをやっていかないといけないのかということの説明をいただけますか。

○仲宗根園子政務調査課長補佐 今、委員から御質疑のありました今後の流れについて御説明させていただきます。

今後、本委員会では素案について御議論いただき、もし必要がありましたら関係機関からの意見聴取等についても検討していただき、そこで素案についていろいろ御協議いただきたいと思います。そして、条例の素案ができた段階で沖縄県県民意見公募手続実施要綱に基づき、パブリックコメントを議長に要請して実施していく形になります。パブリックコメントにつきましては、1カ月以上の期間を設けて県民の御意見を募集する形になります。県民から提出された意見を集約しまして、またさらに総務企画委員会で御協議いただき、議論が尽くされて委員会として条例案がまとまった段階で議案提出という形の流れになります。

○當間盛夫委員 最短と言ったらおかしいですが、来月4月にでも担当部局なのか、意見聴取を委員会で行う中で一文言は第4条までありますか、そういったものもみながら、そしてそれを踏まえる中でパブリックコメントが1カ月という形があるわけですね。それをやりますと、最短で6月定例会、9月定例会を目標にという流れでいいですか。

○宮城弘政務調査課長 流れ的には委員のおっしゃったような形で、9月定例会、11月定例会が最短といいますか、制定の時期になると思います。

○**當間盛夫委員** 以前、不発弾のことをやる部分で沖縄県磁気探査協会の皆さんなどから意見聴取も行いましたが、そういったことも含めてやるということが必要になってくるのでしょうか。

○**宮城弘政務調査課長** 確かに、前期の平成25年12月13日に沖縄県磁気探査協会を呼んで意見聴取はされております。ただ、それから期間もたっておりまして、そのときは県内における不発弾の現状という形で話を伺っておりますので、そこら辺の条例に関しての話は、直接的には伺ったような形にはなっておりませんので、それを含めてまた改めて呼び出すということは、問題ないと思います。

○**當間盛夫委員** これから処理をしても70年かかりますし、予算的にも28億円という大きな予算でもありますので、そういった面でまだまだ沖縄にとって不発弾の処理というのは大変重要な施策になると思います。我々、県議会がこのことをどのような形で、条例でもって早期に解決ができるのかということは大変だと思っておりますので、委員会で意見を出し合いながらまとめていく方向にぜひ持っていきましょう。

○**渡久地修委員長** ほかに意見はありませんか。  
休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から前期の委員会で条例案が一致しなかった理由について確認があり、委員長から他の事案を優先したため間に合わなかったと説明があった。)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。  
中川京貴委員。

○**中川京貴委員** 第4条について、「戦争の悲惨さを風化させず、後生に伝えていく」と。これはいいのですが、3月2日を不発弾の根絶を祈念する日にするということについては、いろいろ議論したほうがいいのではと思います。

○**宮城弘政務調査課長** これにつきましては、前文にも記述しておりますが、昭和49年に那覇市小祿で幼児を含む4人が死亡、34人が重軽傷を負うという大変痛ましい事故が発生した日であります。さまざまな意見があると考えており

ますので、それにつきましては議論していただき日を制定するということがありますし、沖縄県磁気探査協会では平成28年3月2日に不発弾根絶の日ということで3月2日を祈念日として制定されているようです。

○渡久地修委員長 ほかに意見はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 私は総務企画委員会は初めてなので、こういった条例が議論されているということを全く聞く機会がなく、会派でもいろいろ議論をしなくてはいけないのかと思います。先ほど、沖縄県磁気探査協会の人たちの意見を聞いたという委員長の話がありましたが、これは委員会に来ていただいているいろいろ議論をしたということですか。その背景について、いつ、そういう話が委員会でされたのかも含めて、もしわかればお願いします。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長の指示により事務局から平成25年12月13日の総務企画委員会記録抜粋版が配付された。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

宮城弘政務調査課長。

○宮城弘政務調査課長 沖縄県磁気探査協会を呼んでお話を聞いたのは、条例を制定するに当たり、現在の沖縄の不発弾の状況がどういう状況にあるのかということを確認するためにお呼びして、沖縄県の現状を聞いたということです。

○上原章委員 この条例が必要だという一つのきっかけといたしますか、発端は、沖縄県磁気探査協会の人たちからそういう要望があったのか、それともあくまでも総務企画委員会の中でこういうものが必要ではないかという議論になったのか、どちらですか。

○渡久地修委員長 これは総務企画委員会の中で議論として出ました。要するに、相当多額のお金を使っているけれども、法律もない、条例もないまま、それが進められているということはおかしいのではないかというのが一つの出発点でした。

○上原章委員 後でこれも勉強したいのですが、さきの大戦の不発弾というのは沖縄だけではないですよ。全国の中でそういう条例の例などはありますか。そういう情報がもしあればお願いします。

○渡久地修委員長 調べた範囲ではありません。全国と言いますが、とにかく不発弾の問題を一番抱えているのは沖縄です。沖縄は毎月のようにやっていますが、各都道府県は年に一、二回あるかないかで、ほとんどありません。ですから、これは全国がどうのこうのではなく、沖縄の問題だと捉えたほうがいいのではないかとということでこれまで議論されていますし、これも深めていただきたいと思います。

○中川京貴委員 東京では十・十空襲がありました。磁気探査などは全国でやっていますか。私は沖縄だけだと思っています。ですから、委員長がおっしゃるように、来年切られる場合もあります。国がやりませんと言ったら、やらないのです。ですから、沖縄は特別だということで国に認めさせるための条例をつくらうということが趣旨ですよ。今、おっしゃるように、全国では条例をつくっていないと思います。ですので、今を継続させる意味でやったほうがいいのではないかとこの趣旨だと思っています。国が一括交付金を切ったらいわけです。

○上原章委員 全国では全くないのですか。ニュースでも見受けられるような気もしましたが……。

○渡久地修委員長 調べた結果、東京など全国では鉄の暴風と言われる艦砲射撃はありません。空襲はありますが、この空襲でやられたところは市街地や都市部ですので、そういったところはほとんどが処理をされていて、発見されることもあります。東京でも年に一、二回あるかどうかです。沖縄のようにあと70年もかかるということはありません。知事が言っていました。要請に行くと政府の若い官僚から「まだ不発弾のことを言っているのですか。」と言われたということがあったぐらい、風化がもう始まっています。ですから、私たちが後に議員を継いでいくころにはもっと風化している可能性があります。そして、今度の沖縄振興特別措置法の附則にも「当面の間」としか書かれておりません。

○宮城弘政務調査課長 この沖縄県不発弾等の根絶を目指す条例の素案に関しては、素案の素案という形で皆さんのお手元にお配りしておりますので、これからどんどん意見を出していただいて、それを広げていくといいですか、きちんとした形に持って行って、素案という形ができ上がった段階で協議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 ほかに意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 意見なしと認めます。

休憩いたします。

(休憩中に、条例(素案)についての今後の協議等の進め方を確認し、4月中に参考人招致を行うことで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

以上で、沖縄県不発弾等対策に関する条例(素案)についての協議を終結いたします。

事務局の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局退席)

○渡久地修委員長 再開いたします。

議案、陳情の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情の採決の順序等について協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例、乙第2号議案沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例の一部を改正する条例、乙第3号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正

する条例、乙第4号議案沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例、乙第5号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、乙第6号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、乙第7号議案沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例及び乙第14号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例の8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案8件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第7号議案まで及び乙第14号議案の条例議案8件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第23号議案包括外部監査契約の締結についての議決議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第23号議案の議決議案は、可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件について お諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情14件と、お手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出についてを議題に追加するか協議した結果、追加することで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、意見書の提出についてを議題といたします。

本委員会所管事務調査事項広報、危機管理及び消防防災についてに係る北朝鮮に対し毅然とした対処等を求めることについて及び中国に対し毅然とした対処等を求めることについて、議員提出議案として意見書を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出の可否及び文案等について協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

議員提出議案として北朝鮮に対し毅然とした対処等を求める意見書及び中国に対し毅然とした対処等を求める意見書を提出することについては、休憩中に御協議いたしました。意見の一致を見ることはできませんでした。

休憩いたします。

(休憩中に、本委員会所管事務調査事項に係る4月以降の視察調査内容及び日程等について協議を行い、県外視察は見送り、県内離島を中心に視察調査を行うことで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修